

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第592号)

平成21年7月3日

横 情 審 答 申 第 592 号

平 成 21 年 7 月 3 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成21年3月11日教セ研第2705号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「2008年11月25日教育委員会における教育センター所長発言の根拠となる報告
文書あるいは報告メモ（よこはま教師塾第1期生に係る発言）」の非開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「2008年11月25日教育委員会における教育センター所長発言の根拠となる報告文書あるいは報告メモ（よこはま教師塾第1期生に係る発言）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「2008年11月25日教育委員会における教育センター所長発言の根拠となる報告文書あるいは報告メモ（よこはま教師塾第1期生に係る発言）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年1月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、教育委員会会議という「最重要な会議」で、事業の責任者である教育センター所長が文書に記載された資料なしに発言することはあり得ず、必ず文書を基にしているとの前提で対象となる根拠文書の開示を求めている。

しかし、実際は、答えるべき質問の状況や種類によっては、このことは変動する性質の事柄であって、教育委員会会議等重要会議における発言が必ずしも文書を作成・準備した上での回答であるとは限らない。

平成20年11月25日に開催された教育委員会臨時会（以下「本件会議」という。）では、報告事項として「よこはま教師塾第三期生の応募状況と第一次選考」について説明したのであって、第一期生の「評判」についての質問は、教育センター所長はあらかじめ予期していなかった。そこで、教育センター所長は以前に指導主事から口頭で聞き及んでいた情報の記憶を基に、第一期生の状況を調査した訳ではないことを断った上で、学校から概ね良好な「評判」が挙げられていることを伝えたものである。

- (2) 当時、第一期生が学校に配属されて半年あまりで、教育委員会のホームページに

掲載された本件会議の会議録（以下「会議録」という。）にもあるとおり、教員養成事業の事業検証として細かく学校現場へ調査する等はしておらず、根拠となるような検証資料はその時点で作成していない。

- (3) 申立人に対しては、上記の点を再三説明するとともに、平成20年度末に第一期生についての検証を行う予定であることを説明してきた経過がある。
- (4) よって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 横浜市教育行政において、教育委員会会議は最重要な会議であることは論をまたない。したがって、教育委員会事務局が発言する場合、発言の根拠となる文書等に基づいて行うことは必要不可欠であろう。この発言は、よこはま教師塾第一期生全般の学校現場での評判に関するもので、教育センター所長自身が自ら調査することはありません、指導主事等による報告を受けてのものであろう。第一期生は約100名いることから、その報告が口頭のみによるとは到底考えられない。指導主事等が調査した何らかの文書が存在することは明らかであろう。
- (3) よこはま教師塾の塾生選考過程では、専門知識は全く調査されておらず、塾生は横浜市の教員採用試験の一次選考（専門知識等の試験）が免除されている。したがって、横浜市に採用された塾生は専門知識が問われないまま教員になっている。他の自治体でも似たような「教師塾」はあるが、教員採用をほぼ保証している塾生選考で実質面接のみというのは横浜だけである。

このような経過をたどって養成された塾生が平成20年4月から教員として教壇に立っており、一般選考試験を経て教員となった者と比べて特異と言える塾生出身者については慎重かつ厳密に調査をしなければならないと考える。教育委員会での発言は会議録として公開され、そのことでその発言は権威性も持つ。したがって、教育委員会における発言について根拠が問われるのは当然である。

- (4) 私は本件会議を傍聴しており、教育センター所長発言について、私の傍聴メモには「細かく検証した。聞き取りでは全般的によい。中にはつまずいているものもいるが、厳しく指導した。」と記録されている。これは、会議録の「細かく調査をし

ておりませんが、一部、保護者の対応等であつまずいている人もいると聞きますが、熱意があり、落ち着いているなど、概ね良い評判であると認識しております。」との記述とは異なっている。

- (5) 担当の係長のところに行き、教育センター所長発言の根拠となる報告書あるいはメモの存在について確かめたところ、「恐らくあるだろう。」との回答があつたにもかかわらず、数日後になつて、当該係長から「教育センター所長に確かめたところ、報告書もメモもない。」と述べるに至つた。そこで、やむを得ず開示請求を行ったのであるが、行政文書不存在による非開示決定となつた。一度は本件申立文書が存在するかのように述べておきながら、一転不存在ということには疑念を持たざるを得ない。開示することによる何らかの不都合が生じたのか、教育センター所長の発言がほんの一部の指導主事等への聞き取りに基づきいい加減な発言であつたのか、私には分からない。
- (6) 教育センター所長の発言の元になる報告書あるいはメモの文書の公開を要求する。もし、本当に存在しないのであれば、教育センター所長の発言の取消しを要求する。

5 審査会の判断

(1) よこはま教師塾について

よこはま教師塾は、横浜市立小学校教員志望者を対象に、教育に対する「理想と情熱と技」を持つ即戦力の教員を養成することを目的として、よこはま教師塾の設置及び事業運営等に関する要綱（平成18年12月教教人第1626号）に基づき教育委員会事務局に設置された。塾生は、一年間の研修を受け、一般の教員志望者とは異なる特別選考によって横浜市教員に採用される。平成19年度に入塾した第一期生106名のうち、91名が平成20年4月に横浜市教員に採用され、市内各小学校に配属されている。

(2) 本件申立文書について

本件会議において、教育委員会事務局からよこはま教師塾第三期生の応募状況と第一次選考について説明したところ、教育委員会委員長から、第一期生の学校での評判について質問があつた。会議録によると、その質問に対して教育センター所長が「細かく調査をしておりませんが、一部、保護者の対応等であつまずいている人もいると聞きますが、熱意があり、落ち着いているなど、概ね良い評判であると認識しております。」と回答している。

本件申立文書は、教育センター所長の当該発言の根拠となる、報告文書、報告メ

モ又はそれらに類する第一期生の評判・評価等に関する文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成21年6月5日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 教育委員会会議で教育委員会事務局が発言する場合、通常、議題に関連する資料を用意しているが、議題に直接関係ないような事項等については、資料を用意しない場合もある。

(イ) 第一期生の評判については、複数の指導主事が別件で学校に行った際に聞いていた。指導主事はその内容を教育センター所長にも伝えたが、通常の会話の中で話題となったということであって、出張の復命としての報告を行ったのではない。そのような事情のため、指導主事も教育センター所長も特に資料を作成していなかった。

(ウ) 担当の係長は申立人に対して本件申立文書が存在すれば情報提供できるだろうという趣旨の発言はしたが、本件申立文書が存在するだろうという発言はしていなかった。

(エ) 会議録を確定するにあたっては、教育委員会の承認を得ている。また、会議録を作成した教育委員会事務局総務課にも確認したが、確かに会議録のとおり発言があったとのことであった。なお、当時は会議内容を録音していなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

当審査会が会議録を見分したところ、「よこはま教師塾第三期生の応募状況と第一次選考について」という議題があり、上記(2)のとおりやりとりが記録されていたことが認められた。

申立人は、横浜市教育行政において、教育委員会会議は最重要の会議であり、教育委員会事務局が発言する場合、発言の根拠となる文書等に基づいて行うことは必要不可欠である旨主張する。しかし、そのような主張の当否はともかく、本件会議において教育委員会事務局から第一期生について何らの説明を行う予定がなかったことは会議録から明らかであり、教育センター所長の発言が議題と全く関係なかったとはいえないとしても、本件会議で発言するための根拠資料として本件申立文書を作成する必然性があつたとまではいえない。そのため、教育委員

会委員長からの周近的な質問に対して、教育センター所長が以前に指導主事から口頭で聞き及んでいた情報の記憶を元に個人的認識を示したとしても、そのこと自体は特段不自然ではない。

さらに、本件会議が開催された平成20年11月時点においては、第一期生が学校に配属されてからおおよそ半年しか経過していなかったことから、当時、教育委員会事務局内において事業の検証としての調査が行われておらず、本件申立文書が作成されていなかったことが、必ずしも不合理であるとはいえない。

また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成していないという実施機関の主張に不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年3月11日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年3月13日 (第144回第二部会) 平成21年3月26日 (第142回第一部会)	・諮問の報告
平成21年4月3日 (第77回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成21年4月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年4月17日 (第78回第三部会)	・審議
平成21年5月15日 (第79回第三部会)	・異議申立人から意見陳述 ・審議
平成21年6月5日 (第80回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年6月19日 (第81回第三部会)	・審議